

広島市立安佐中学校協力者会議運営規定

(設置)

第1条 校長の求めに応じ、学校教育活動に提言・意見を行うため、広島市立安佐中学校協力者会議以下「協力者会議」という)を設置する。

(組織)

第2条 協力者会議は、委員20人程度をもって組織する。

- 2 協力者会議に提言部会と評価部会を置く。
- 3 提言部会は、学校教育活動全般にわたり意見を述べる。
- 4 評価部会は、学校の自己評価についての外部からの評価を行う。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから校長が委嘱する。

- (1) 教育に関する理解及び識見を有する者
 - (2) 地域の代表
 - (3) 保護者の代表
- 2 委員の任期は、委嘱の日からその年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(委員長)

第4条 協力者会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を掌理し、協力者会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員会を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会長)

第5条 提言部会及び評価部会にそれぞれ部会長を置く。

- 2 部会長は、それぞれの部会の委員の互選によってこれを定める。
- 3 部会長は、それぞれの部会を掌理し、それぞれの部会を代表する。
- 4 部会長は、協力者会議の委員長又は副委員長と兼ねることができる。

(会議)

第6条 協力者会議は、必要に応じて校長が招集する。

- 2 会議は非公開とし、会議録は学校通信やWebページに掲載するなどして公表に努める。

(秘密の保持)

第7条 委員は、その役割を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 事務局は学校に置き、協力者会議の庶務を処理する。

(委任規定)

第9条 この規定に定めるもののほか、協力者会議の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附則

この規定は、平成17年5月31日から施行する。

平成22年度 広島市立安佐中学校学校協力者会議委員名簿

部 会	氏 名	所属団体等
評 価 部 会	委員長 竹本 康明	元可部中学校長
	鳴本 政晴	元P T A会長
	元村 勉	元P T A会長
	為汲 玲子	主任児童委員
	松野佐代子	主任児童委員
提 言 部 会	副委員長 梶矢 文昭	元長束小学校長
	松井 裕	安東公民館長
	新谷 選文	元P T A会長
	田村 和夫	元P T A会長
	谷田 正子	民生委員
	大田 喜則	P T A会長
学 校	吉迫 清海	校 長
	和高 秀文	教 頭
	清水 克宏	主幹教諭
	藤井 香	教務主任
	保里 昭浩	生徒指導主事
	宮奥 紀恵	研究部長
	畑本 有美	生徒会指導部長
	臼井 伸	1 学年主任
	柿出 貴裕	2 学年主任
	部谷 治昭	3 学年主任
岡田 正文	学校評価委員長	